

令和4年度輸出環境整備推進委託事業

（インドネシアにおける日本産農林水産物・食品の市場参入（拡大）可能性調査）

第1回勉強会資料

NTT Data
Trusted Global Innovator

第1回勉強会

インドネシアへの農産物輸出規制について（法規制の概要、果物、牛肉、米）

2022年10月7日

株式会社NTTデータ経営研究所

注意事項

本調査事業は、農林水産省からの委託で、株式会社NTTデータ経営研究所が実施したものであり、本報告書の内容は農林水産省の見解を示すものではありません。

免責事項

この報告書に含まれるすべての情報は、調査時点で正確かつ信頼できると思われる情報源から調査・作成されたものですが、農林水産省及び委託事業者である株式会社NTTデータ経営研究所とそのグループ会社・再委託会社は、本報告書のいかなる部分に影響する誤り、不正確さ、脱落から生じるいかなる損失又は損害に対しても、一切の責任を負うものではありません。全ての情報は無保証で提供され、農林水産省及び委託事業者である株式会社NTTデータ経営研究所とそのグループ会社・再委託会社はここに含まれる情報の正確性又は完全性について、いかなる種類の保証も行わないものではありません。

目次

対インドネシア輸出戦略検討等に係る勉強会の開催予定

調査対象に関連するインドネシアの主要法令

- ・インドネシアにおける国家商品バランス制度について（米、牛肉）

インドネシア農産物輸入規制の概要（園芸作物、牛肉、米）

日本からの輸出における必要書類等（原産国ビジネスユニットの観点）

- ・園芸作物（果物等）
- ・牛肉
（参考）牛肉輸出におけるハラール証明書
- ・米

対インドネシア輸出戦略検討等に係る勉強会の開催予定

対インドネシア輸出戦略検討等に係る勉強会 各回の説明内容予定

	第1回	第2回	第3回	第4回
開催予定 時期	2022年			2023年
	10月7日	12月5日	12月6日	2月17日
報告予定 内容	輸入法令机上調査 (第1回) ・法規制の概要 ・果物 ・牛肉 ・米	輸入法令机上調査 (第2回) ・加工品(ソース混合調味料等) ・ハラル認証・商標 ・法令と現実のギャップ分析	市場調査 ・調査対象品目・地域の 市場調査結果	市場調査 ・各品目の市場参入(拡大)のあり方の検討 ・対インドネシア輸出戦略 案の策定

開催方法

- ・原則 WEB 形式で行う。
- ・各回 1 時間程度を想定

調査対象に関連するインドネシアの主要法令

オムニバス法（雇用促進創出法）

2020年11月、インドネシア政府は、「オムニバス法」とも呼ばれる雇用創出法(2020年法律第11号)を制定

- ・投資誘致や新規雇用の創出、経済の活性化を目指す
 - － 許認可手続きの簡素化、各種法令の調和、中央政府が世界的その他の変化や課題に対応するための政策決定の迅速化等
- ・貿易部門の組織に関する政府規則2021年第29号の制定
- ・リスクベースの事業ライセンスの実施に関する政府規則2021年第5号の制定

農業大臣令

- ・農業分野におけるリスクベースの事業ライセンスの実施に関する2021年農業大臣令第15号
 - － 園芸作物、牛肉等の輸入に関する申請プロセス等について規定。
- ・園芸作物の輸入推薦状に関する2019年インドネシア共和国農業大臣細則第39号
- ・インドネシア共和国領域への枝肉、食肉、内臓、加工食品の持ち込みに関する2019年農業大臣規則第42号
- ・米の輸入業者は国有企業のみであり、国家商品バランスの規定に従うため、輸入推薦の取得は必要ない。

商業大臣令

- ・輸入政策と手続きに関する2021年商業大臣令第20号（2021年商業大臣令第25号により一部改正）

国家商品バランス制度 大統領令

2022年2月、インドネシア政府は2022年大統領令第32号（PP 32/2022）を発表し、米、砂糖、牛肉、塩、魚の5品目を対象とした国家商品バランス制度の概要を定めた（第29条第2項）。

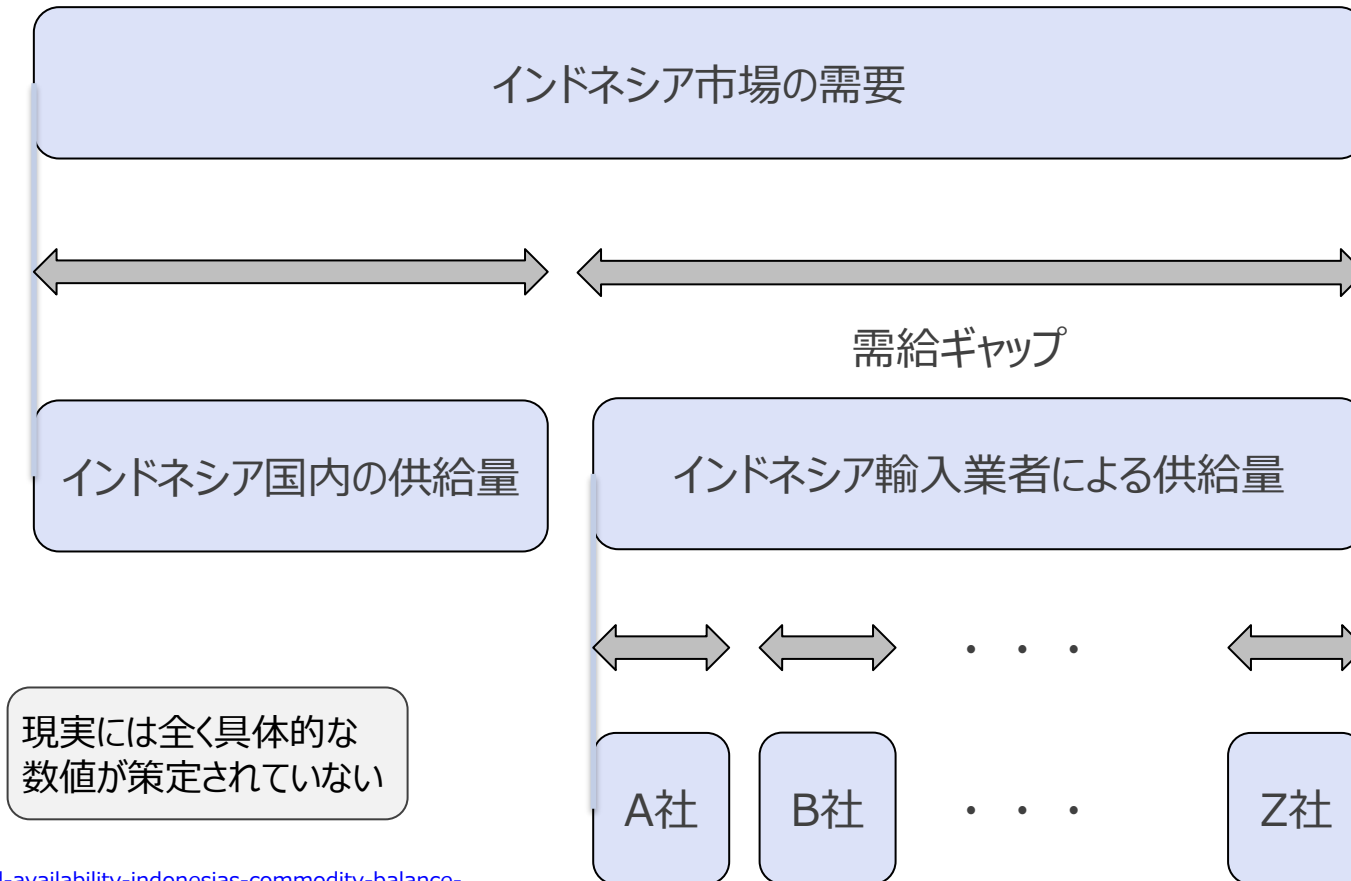
- ・商品バランスは、輸出入分野の許認可の簡素化と透明性を支援すること、また輸出入政策を策定するための基礎として正確で包括的なデータを提供することを目的
- ・2022年5月下旬、インドネシア財務大臣は、近い将来、商品バランスシートがより多くの商品を含むように拡張される見込みであると述べた。

インドネシア食品法

インドネシア食品法第18/2012は、すべての食品や食料製品を対象とした包括的な法律（オムニバス法施行前の法令なので、関連性は不明）

インドネシアにおける国家商品バランス制度について（米、牛肉）

商品バランス：2022年2月、インドネシア政府は、米、砂糖、牛肉、塩、魚の5品目を対象とした国家商品収支制度の概要を定めた大統領令第32号（PP32/2022）を発表した（第29条第2項）

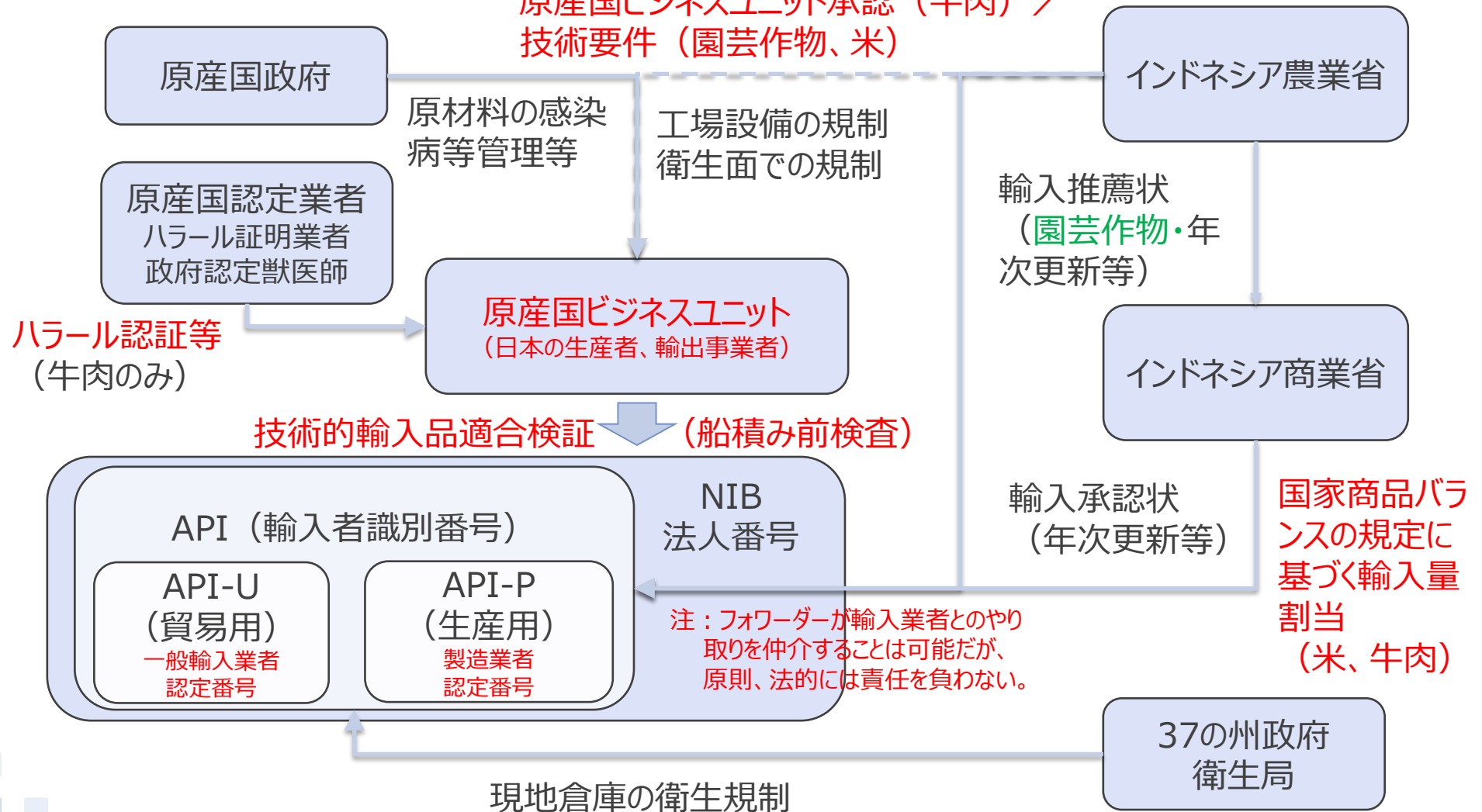


出典
<https://www.newmandala.org/food-availability-indonesias-commodity-balance-and-the-trap-of-malthusian-optimism/>
<https://en.antaranews.com/news/231777/government-to-expand-coverage-of-commodity-balance-sheets>

インドネシア農産物輸入規制の概要（園芸作物、牛肉、米）

園芸作物はインドネシア農業省から輸入推薦を受けた後、インドネシア商業省から輸入承認を得るプロセスとなっている。
米と牛肉は輸入推薦に代わり国家バランス制度での申請に代わってきているので、輸入業者に確認が必要である。

原産国ビジネスユニット承認（牛肉）／
技術要件（園芸作物、米）



日本からの園芸作物（果物等）輸出における必要書類等（原産国ビジネスユニットの観点）

日本からインドネシアへ園芸作物を輸出するにあたり、日本の生産者・輸出事業者は以下のような書類を輸入業者を通して提出する必要がある。

・ただし、植物由来の生鮮食品の検査結果のみは、オンラインで直接電子的に提出することを求められている。

園芸作物に関するインドネシアでの輸入通関に際しての必要書類等

- ・日本の生産事業者の名称／住所
- ・HSコード（関税分類品目）／商品の説明
- ・適正農業規範（GAP）、適正衛生規範（GHP）等の国際標準試験（**リンゴのみ不要**）
- ・輸入検証または技術的追跡（VPTI）／**船済み前検査**（ビューローベリタスジャパン株式会社、SGSジャパン株式会社等KSO SCISIが認定した検査機関）
 - 衛生証明書／植物由来の生鮮食品検査（PSAT）（インドネシア政府登録検査機関等が実施したもの）
 - 植物検疫証明書
 - 原産国要件
 - 食品グレード包装の試験結果証明書

注）以前要求されていたが廃止になったもの

- ・放射性物質検査報告書



日本からの牛肉輸出における必要書類等（原産国ビジネスユニットの観点）

日本からインドネシアへの牛肉輸出における輸入推薦、輸入承認の概要は果物と同じだが、原産国ビジネスユニットの承認の為、食肉加工施設の現地検証とハラール証明書が必要となる。

牛肉に関するインドネシアでの輸入通関に際しての必要書類等

- ・日本の生産事業者の名称/住所
 - ・**原産国ビジネスユニットの承認申請書**（食肉加工施設の書類審査／**現地検証（農業省の現地検査評価チーム）**）
 - ・**ハラール証明書**（インドネシアのハラール当局が認定したハラール認証機関が発行したハラール認証）
 - ・HSコードごとの数量／製品の説明
 - ・衛生証明書（原産国の政府認定獣医師により発行）
 - ・インドネシア語のラベルに記載する情報（製造年月日等）
 - ・インドネシア登録商標または国際登録商標
- 注）以前要求されていたが廃止になったもの
- ・放射性物質検査報告書

原産国ビジネスユニット承認申請／登録



(参考) 牛肉輸出におけるハラール証明書（原産国ビジネスユニットの観点）

インドネシアへの輸出に際し、牛肉は「肉製品および肉加工品」としてハラール認証の対象となる。

関連機関の認証取得

インドネシアハラール製品保証実施機関（BPJPH）、インドネシア・ウラマー評議会（MUI）に認定された日本の関連機関の認証を取得する必要がある。

- ・日本についての関連機関としては、ムスリム・プロフェッショナル・ジャパン協会（MPJA）、日本ムスリム協会（JMA）、NPO法人日本ハラール協会となる。なお、JMAは（牛の）と畜を、NPOは香料を認可されていない。（牛の）と畜、原料、香料の3つのカテゴリーすべてで認可されているのはMPJAだけである。

輸送・現地販売時の注意点

- ・屠畜のプロセスだけではなく、輸送時に非ハラール製品と同じコンテナに入れない、販売する店舗でも別エリアにするなどの措置が必要なので、ハラール文化について十分に理解している輸送業者等と連携することが重要である。

日本からの米輸出における必要書類等（原産国ビジネスユニットの観点）

2019年以降、インドネシアにおける備蓄米が国の米需要にとって十分であると判断されたため、インドネシア政府は大規模な米の輸入は行っていない。

・米の輸入はまだあるが、インドネシアで生産されていない特殊な種類の米がメインとなっている。

米に関するインドネシアでの輸入通関に際しての必要書類等

- ・日本の生産事業者/輸入業者 / 販売業者の名称/住所
- ・HSコード/商品の種類、説明
- ・**砕米率（プレミアム米認定のため）**
- ・**輸入検証または技術的追跡**（ビューローベリタスジャパン株式会社、SGSジャパン株式会社等KSO SCISIが認定した検査機関での品質検査）
- ・米の包装表示（品質や賞味重量、包装日、包装業者）



